

## いちご一会とちぎ国体下野市休憩所等設置要項

### 1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者に対し、憩いの場、交流の場を提供するための休憩所等の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 設置場所

関係機関、団体等と協議の上、競技会場に設置する。

### 3 設置期間

競技会の開催期間とする。

### 4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

### 5 業務内容

- (1) 休憩所の運営管理に関すること。
- (2) ドリンクコーナーの設営及び運営管理に関すること。
- (3) 提供品等の検収及び管理に関すること。
- (4) ふるまいに関すること。
- (5) その他休憩所等の管理運営に関すること。

### 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、休憩所等設置について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における休憩所等設置についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

### 附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。